

令和6年度 施政方針



はじめに

令和6年第2回西原町議会定例会が開催されるにあたり、町政運営の基本となる令和6年度予算案をはじめ、諸議案の説明に先立ち、町政運営にあたって私の所信の一端を申し上げ、議員各位及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私にとりまして任期の締めくくりとなる施政方針となりますが、公約として掲げた政策を着実に進めていく決意であります。

私は公約で掲げましたトップセールスによる

- 一 行財政運営の健全化のために
- 一 子ども達の未来のために(安心して子どもを産み育てられるまちづくり)
- 一 明るいまちづくりのために(だれもが住みやすい教育・福祉のまちづくり)

一 平和の実現のために
を基本理念として町政運営を進めていきたいと考えております。

社会経済へ大きな打撃を与え、社会のあり方を大きく変容させた新型コロナウイルス感染症は5類感染症へ移行しましたが、ロシアのウクライナ侵攻等に伴う物価高騰の影響により今なお社会経済は混乱し、住民

生活へ大きな影響をもたらしていません。今後も国・県の動向を注視し、物価高騰等から町民生活を守るとともに、「まちづくり基本条例」の理念に基づいて町民協働の「文教のまち西原」の創造に邁進していきます。

そのことから、令和6年度は次のことについて進めてまいります。

1 トップセールスによる財政健全化

私はあらゆる事業の可能性を求め、トップセールスにより、昨年度に引き続き西地区土地区画整理事業の早期整備推進や新たな都市基盤整備について、国や県への要請行動に取り組みます。

また、企業誘致や町内雇用の拡大を図り、新たな財源確保に努めます。

さらに、町内外の企業の皆様に西原町の応援団になって頂けるよう、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の拡大などに取り組みるとともに、ネーミングライツの導入についても積極的に取り組みます。

2 自治体DXの取組

デジタル社会への対応が急速に進む中、本町においても自治体DXの取組みを加速させていく必要があります。デジタル技術による町民の窓口手続きの負担軽減や利便性向上を図るため、「デジタル田園都市国

家構想交付金」を活用し、「書かない窓口」「待たない窓口」の実現や母子健康手帳アプリの導入に取り組みます。

3 低所得者及び定額減税による支援

物価高騰等の影響は住民生活へ大きな影響を与え、特に低所得世帯においては苦しい生活を強いられています。本町では、これまで国の交付金を活用した給付事業や支援事業をいち早く展開してきましたが、更なる対策として追加の給付事業や定額減税による支援が求められています。

今後迅速な支援が行えるよう職員体制の構築を図り、給付事務等の円滑な実施に努めます。

4 西原南こども園の開園

幼稚園と保育園の機能を併せもつた本町2園目の公私連携幼保連携型認定こども園となる西原南こども園が開園します。それにより質の高い教育・保育環境の実現を図るとともに、引き続き、残る町立幼稚園の認定こども園移行に向けた取組を推進します。

5 福祉の充実

地域福祉計画の基本理念である「みとめあい ささえあい 感謝の絆でつながるまち 西原町」をめざ

し、住み慣れた地域で互いに支えあい、つながりあえる「地域共生社会」の実現に向け、西原町社会福祉協議会や関係団体と連携を図りながら取り組めます。

6 職員の育成(派遣・研修)

行政事務や制度活用、政策形成のスキル向上を図るために国や県の行政機関へ職員派遣を行い、現代のめまぐるしく変わる状況に対応できる職員の育成に努めます。

以上、町政運営の基本姿勢を申し上げますが、次に令和6年度の重点施策と執行体制及び行財政の確立について申し上げます。

1 執行体制と行財政の確立

住民サービスの拠点となる役割において、多種多様な高度化する住民ニーズや地方分権の進展に対応するため、コンプライアンス体制の充実強化を図ります。また、明るくさわやかな住民サービスを提供できるような職員の一層の資質向上と職場の活性化に取り組めます。

役場、町民交流センターの空調設備の改修を行い、住民サービス、防災、避難所、保健、文化活動等の拠点として機能の維持・向上に努めます。住民異動手続きにおける窓口の混

雑解消や、町民の窓口での負担軽減を図るため、「異動受付支援システム」を導入し、「書かない窓口」の実現に向けて取り組めます。

また、マイナポータルを活用した行政手続きのオンライン申請についても、順次進めてまいります。

行財政運営の公正と透明性の確保及び町民の権利・利益の保障については、関係法令に基づき、行政手続・行政不服審査制度の適正な運用を図ります。また、情報公開制度の円滑な運用及び令和5年度に全面施行された個人情報保護法の適正な運用に努めます。

広報活動の柱である「広報にしはら」は、町民によりわかりやすい広報紙を目指します。ホームページについては、情報発信力の強化と利便性向上を図るため、リニューアルに向けて取り組めます。今後とも正確かつ迅速な情報の提供を図り、LINEやX(旧ツイッター)などの多様な情報発信ツールを活用し、町民の利便性の向上に努めます。

広聴活動については、各種審議会、委員会などへの町民公募制度を引き続き推進し、町民参画の機会を拡充するとともに、各種団体との対話を積極的に推進します。さらにメールや町民アイデア箱によるきめ細かな広聴活動に努めます。

また、安定した財政運営を行うためには、自主財源の確保が重要となります。自主財源の根幹をなす町税においては、適正で公正な課税、正確で迅速な収納管理に努めるとともに、税及び料金担当窓口においてその場で口座振替手続きが行える専用端末機を導入し、町民の利便性向上を図ります。

次に、令和6年度主要施策の概要について、まちづくり基本条例で定められた4つの基本方向に沿ってご説明申し上げます。

2 「平和で人間性豊かなまちづくり」について

(1) 平和事業の推進

6月を平和月間と定め、戦没者追悼式を実施するとともに、「平和の語りべ・伝承者・ニシバル歴史の会」と連携した事業やアーカイブ動画制作、平和コンサート、バスツアーを実施します。

また、夕陽の広場へ建立された「月桃」歌碑等、町内にある様々な資源を活用し、次世代を担う子ども達をはじめ、町民の平和意識の一層の高揚と恒久平和の実現を目指します。

(2) 地域活性化事業の推進

活力に満ちた明るく住み良い地域

社会の形成に向けて、各自治会の自主的な地域自治活動を支援します。

(3) 男女共同参画社会の推進

性別にかかわらずすべての人が互いに尊重し合い、協力して生活できるまちづくりをめざすため、「第4次西原町男女共同参画計画」を推進します。

(4) 学校教育の充実

児童生徒1人1台配置の端末を活用し、「個別最適な学び」や「協働的な学び」の充実を図るとともに、自学習や学級の枠を超えた学びのツールとして活用を促進し学習の保障に取り組めます。

また、町内小中学校への学習支援員の配置や大学等との連携による授業支援、さらに、小中学校の日常的連携による共通実践などを通して、児童生徒の学力向上の支援に取り組めます。

特別支援教育のより一層の充実に向けて、特別な支援を必要とする幼児、児童生徒の自立と社会参加を見据えつつ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別最適な学びの場の提供と幼児児童生徒に関わる支援者の資質向上及び連携強化に努めます。

いじめ、不登校問題については、町教育相談員による学校訪問相談や保護者相談を行うとともに、県派遣のスクールカウンセラーやスクール



3 広報にしはら No.626 R6.4.1



広報にしはら No.626 R6.4.1 2